

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 選挙管理委員会の招集 (選管委) 一
- 埼玉県知事選挙の選挙期日 (選管委) 一
- 埼玉県知事選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名 (選管委) 一
- 埼玉県知事選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所 (選管委) 一
- 埼玉県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所 (選管委) 二
- 埼玉県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (選管委) 二
- 平成十九年八月八日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等 (選管委) 二

## 告示

### 埼玉県選管告示第九十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

日 時	場 所	議 題
平成十九年八月九日 午後七時	埼玉県選挙管理委員会室	一 埼玉県知事選挙について 二 その他
平成十九年八月十日 午後六時	埼玉県選挙管理委員会室	一 埼玉県知事選挙について 二 その他

### 埼玉県選管告示第九十七号

埼玉県知事選挙を次により行う。

平成十九年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

### 埼玉県選管告示第九十八号

平成十九年八月二十六日執行の埼玉県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

### 選挙長

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九八五二番地四 高 篠 包

### 選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県志木市柏町一丁目二五番七号 寺 内 弘 子

### 埼玉県選管告示第九十九号

平成十九年八月二十六日執行の埼玉県知事選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

- 一 日時 平成十九年八月十日 午後六時
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第百号

平成十九年八月二十六日執行の埼玉県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

- 一 日時 平成十九年八月九日 午後七時
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第百一号

平成十九年八月二十六日執行の埼玉県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十九年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

六〇、五〇〇、〇〇〇円

埼玉県選管告示第百二号

平成十九年八月八日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇二四、五九七人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区

- 南第一区 六三、五〇一人
- 南第二区 一三二、三四三人
- 南第三区 二二、五四二人
- 南第四区 三五、七四二人
- 南第五区 二九、二三三人
- 南第六区 四一、〇九〇人
- 南第七区 二四、七二九人
- 南第八区 二四、三四四人
- 南第九区 三八、五二八人
- 南第十区 四五、〇二〇人
- 南第十一区 二八、二三三人
- 南第十二区 三〇、二二三人
- 南第十三区 六〇、二四八人
- 南第十四区 三〇、六七一人
- 南第十五区 一九、二〇九人
- 南第十六区 三〇、〇六三人
- 南第十七区 一八、五三〇人
- 南第十八区 四一、六二六人
- 南第十九区 一九、二四三人
- 南第二十区 三〇、四〇三人
- 南第二十一区 一六、二六七人
- 南第二十二区 三三、四四三人
- 南第二十三区 二〇、〇七二人
- 西第一区 九二、一二五人

西第二区  
西第三区  
西第四区  
西第五区  
西第六区  
西第七区  
西第八区  
西第九区  
西第十区  
西第十区  
西第十一区  
西第十二区  
西第十三区  
西第十四区  
西第十五区  
北第一区  
北第二区  
北第三区  
北第四区  
北第五区  
北第六区  
東第一区  
東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二―一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六二―二九〇―一(代表)

四〇、〇五一人	東第十区	二〇、七二四人
二二、六七六人	東第十一区	三四、八九三人
四三、三八四人	東第十二区	一六、七六五人
一五、三二六人	東第十三区	一四、九九二人
二八、二七六人	東第十四区	三一、三四五人
二二、六五九人	東第十五区	一六、五一七人
八九、八九七人		
一五、一一三人		
一三、八三二人		
二六、八八六人		
一八、七〇五人		
二二、一九六人		
二四、〇五二人		
二七、四七一人		
一九、一〇五人		
一三、〇〇五人		
一五、三二六人		
二一、五四二人		
四九、二六六人		
五五、四二四人		
二四、〇一二人		
一五、二九一人		
一八、一九一人		
一五、二四七人		
一九、六六四人		
一七、六二四人		
二八、五八六人		
五五、二三五人		
八五、一七五人		